

杉並区工事成績優良者公表要領

平成 24 年 4 月 5 日

杉並第 1230 号

改正 平成 25 年 1 月 25 日 杉並第 55353 号

(目的)

第 1 条 この要領は杉並区工事成績評定要綱(平成 15 年 3 月 18 日杉政経発第 871 号以下「要綱」という。) 第 9 条に基づく評定結果及び工事成績優良者の公表の取扱について、必要な事項を定めることを目的とする。

(優良工事)

第 2 条 優良工事とは、要綱に基づく評定結果が次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 工事成績評定の総評定点が 80 点以上の工事
- (2) 工事成績評定の総評定点が 75 点以上で、工事成績評定表の課長所見欄に施工状況が優良の評価があること。

(工事成績優良者決定通知)

第 3 条 総務部経理課長(以下「経理課長」という。)は前条の規定により優良工事と判定したときは、その請負者を工事成績優良者として工事成績優良者決定通知書(第 1 号様式)により請負者に通知する。

(工事成績優良者の公表)

第 4 条、経理課長は、区公式ホームページに工事成績優良者一覧(第 2 号様式)を掲載し公表する。

なお、工事成績優良者決定通知書により請負者に通知した結果、請負者から公表を辞退する旨の申し出があった場合は、公表しないことができる。

(公表の時期)

第 5 条 経理課長は、前条による公表を 4 月、7 月、10 月、1 月に行う。

(公表期間)

第 6 条 公表の期間は、公表の翌年度から 3 年間とする。

(失効)

第 7 条 第 2 条に規定する優良工事を行った請負者が、公表期間中に以下の事由に該当した場合は、経理課長は優良工事の該当を取り消す。

- (1) 他の工事で工事成績評定の総評定点が 59 点以下の場合
- (2) 杉並区競争入札参加資格有資格者指名停止に関する要綱(平成 22 年 3 月 23 日杉並第 65476 号)に基づき、指名停止処分を受けた場合
- (3) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱(平成 23 年 1 月 17 日杉並第 53890 号)に基づき、入札参加除外措置が行われた場合

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、総務部長が別に定める。

附則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附則

平成25年1月25日 杉並第55353号

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

（請負業者名）様

杉並区役所
総務部 経理課長

工事成績優良者決定通知書

貴社が施工した（工事件名）について、杉並区工事成績優良者公表要領に定める優良工事に該当したのでお知らせします。

記

- 1 契約番号
- 2 工事件名
- 3 工事成績評定点

：

なお、公表事項に不都合がある場合は、担当まで至急ご連絡ください。

担 当

